破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１８９１号
広島市西区西観音町23番10号
債務者　景山　紀子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐野正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９８０号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目16番７―401号
債務者　金山　晴夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多　鉄春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９６０号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番45―407号
債務者　鹿島　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７６号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番32―801号
債務者　ＢＥＡＮＳこと　小川　秀雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　由夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３号
福島県相馬市尾浜字平前１番地の16
債務者　伊東　龍夫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３７９号
三重県鈴鹿市桜島町５丁目７番地の３　県営住宅桜島団地Ｐ１棟104号室
債務者　上村　憲治
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５５号
三重県伊勢市二見町光の街1037番地７、前住所滋賀県草津市長束町209番地２
債務者　竹本鉄工所こと　竹本　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７６８号
大阪市浪速区元町１丁目13番12号　難波元町コーポ201号
債務者　嶋田　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８０５号
大阪府八尾市太田１丁目75番地
債務者　竹本　　桂
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８４６号
大阪市城東区森之宮１丁目３番1001号
債務者　上木　久子（旧姓灘岡）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９２６号
大阪府吹田市古江台４－１－Ｂ20棟203号室、住民票上の住所大阪府守口市南寺方南通３丁目１番21号
債務者　天谷　圭介
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　正雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県西宮市上ケ原四番町１番41―602号、前住所大阪府大東市灰塚４丁目９番40号
債務者　木村　　繁
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５号
大阪市生野区小路３丁目18番５号　シャトー村井205号室、前住所奈良県大和郡山市今国府町586番地19
債務者　藤瀬　義浩
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目６番６―138号
債務者　芦田　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６号
大阪府阪南市下出265番地の４
債務者　井川　　保
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４号
大阪市中央区南船場１丁目３番30―603号、前住所大阪市中央区船越町１丁目４番６―903号
債務者　眞舘　洋一
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部